

萬右衛門与一所に罷越候様に承及申候。微妙院様御上洛之翌年御當地に罷越、小幡先々宮内取次を以、御目見被仰付候様に承及候旨申候。御扶持方は不被下置由に御座候。下略。

右之通に御座候以上。

九月二日

小塚 八右衛門  
前田 兵右衛門

高麗者之儀御尋に付、書上申候處、重而御尋之趣一々奉承處、其品記上之申候。

一、春田動助祖父成瀬小八郎与申者、高麗御陣之節擣之者に御座候處、瑞龍院様御代被召出、御扶持方被下置候。小八郎病死仕候以後、彼者せがれ成瀬勘右衛門与申者に御扶持方被下置候處、寛永十六年病死仕候。其砌動助儀幼少に而、委細之儀覺不申故、小八郎儀何れ之手に而擣に罷成候哉、且又小八郎・勘右衛門共に、御扶持方員數、并何組に而御奉公相動候哉之儀も相知不申。動助儀父死去以後、春田十兵衛与申者之躰養子に罷成候由申候。  
自餘之分略之。

右之通に御座候。

九月十日

小塚 八右衛門  
前田 兵右衛門

右市村清六・金子萬右衛門・小川久次・成瀬小八郎の四人は、利長卿の時高麗餌指とて、鷹方の殺生役を勤めたりし事、前顯の寛永四年士帳にていちじるし。小川久次は殺生御用相動不申と彼の言上書に載せたるは誤なり。又高麗孫三郎といふも、高麗餌指の中なるべし。また高麗網張も、網之張様仕立様共に相替品無之由、市村七兵衛申すとあり。但し今日用ふる處の鳥網は、則ちも高麗風の網にて、朝鮮陣擣の高麗餌指共より始りたる網ならんか。國事昌披問答に、金澤の餌指は、微妙公の時より松雲公の時までは、三人扶持に二十俵餘賜はり、一刀にて、岸藤左衛門などは苗字を付け、足輕の類なり。しかし言上等之紙面には苗字は除きたり。かれら連々死絶え、代り召抱えられず。或は子弟等御雇として召仕はれ、御鷹の餌鳥を取上げたるゆゑ、御留場の内殺生札加・越二枚に、弟子指置きける者には外に相渡し、餌鳥取上げたるに、其の員數に應じ、銀壹匁に

雀六羽宛賣上げ、代銀年切に被渡下也。此節浪人者なるゆゑ、一統刀を帶しける處、享保九年に被召抱、御宛行各三人扶持に十五俵宛被下。此役鳥年中に三千羽に極り、小頭は同三人扶持に二拾俵、役鳥は二千羽宛。右前々之振を以、今更刀指止候儀如何敷旨を以、新規に相願ひ、是より刀を帶し、足輕一列之格に相成る。とあり。

○鷹養飼事略

日本紀に云ふ。仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥獻於天皇。曰臣每張網捕鳥、未曾得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君、示鳥曰、是何鳥矣。酒君對言、此鳥類多。在百濟得馴、而能從人、亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗號此鳥曰俱知。乃授酒君令養馴。未幾而得馴。酒君則以京縵著其足、以小鈴著其尾。居腕上獻于天皇。是日幸百舌鳥野而遊獵時、雌雄多起。乃放鷹令捕。忽獲數十雉。是月甫定鷹甘部。故時人號其養鷹之處曰鷹甘邑也。とあり。是吾が皇國にて鷹を養飼せしめられし濫觴なりけり。彼の酒君は、姓氏錄に、百濟公。百濟國酒王之後也。と見わたる酒王と同人なり。是百濟王之族とありて、

高麗・百濟には早く鷹飼の術に長ぜし也。さてその鷹の餌はむかしは牛馬の肉を以て飼ひたりけん。和名抄に、屠兒和名惠止利。屠牛馬肉取鷹雞餌之義也。殺生及屠牛馬肉取賣者也。と見え、今昔物語に、大原山の西の谷の方に、小き家あり。爰に住める法師の曰く、我はいやしき身にて、喰ふべき物なければ、餌取の取殘したる馬牛の肉を拾ひ喰ひて、命を養ひ過ぐるなりとありて、屠兒をえとりといへるも餌取の義、即ち今の牛肉・馬肉を取扱ふ者共の如き人なり。さて鷹に獸肉を以て養飼したる事は、正徳・享保の頃までもありたりけん、左の達書あり。

鷹之餌に可仕ために、小者躰之者など、放れ犬殺候者有之旨、及沙汰申候。今般御飼犬茂有之儀に候へば、萬一猥成儀有之候而は、其主人も越度に可罷成事に候。若し右之族見付候て咎め、又は其首尾によりとらへ候様に、町廻之足輕共可申付旨、町奉行等申渡候間、主人々々より急度可申付事。

甲午八月十九日

右は正徳四年也。